

妙高山麓ゆめ基金（ふるさと納税）返礼品等の選定に係る公募実施要領

第1 公募の目的

この要領は、妙高山麓ゆめ基金条例（平成16年新井市条例第28号）に基づく寄附（以下「ふるさと納税」という。）を行った者に対するお礼の品（以下「返礼品」という。）を贈呈することに関し、返礼品の登録及び返礼品を取り扱う者について広く募集し、返礼品を充実させることによりふるさと納税の更なる拡大とともに、地場産品等のPRを通じた当市の魅力発信の更なる推進を目的とする。

第2 返礼品の提案に応募する者の要件

返礼品の提案に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本社（本店）、支社（支店）又は営業所（以下「本社等」という。）を市内に有する法人並びに団体又は市内で事業活動を行っている個人事業主であること。
- 2 市税の滞納がないこと。ただし、当市に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市区町村税に滞納がないこと。
- 3 返礼品の受注環境及び業務管理体制が整備されていること。また、発注は原則として電子メールで行われることから、電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。
- 4 返礼品として選定された場合、市が利用しているふるさと納税受付ポータルサイトに掲載することが可能であること。
- 5 返礼品として選定された場合、ふるさと納税受付ポータルサイトが実施しているサンプル用商品（食品及び瓶詰めされたものその他ふるさと納税受付ポータルサイトが指定する品物をいう。）の提出に係る費用、送料等の負担ができること。
- 6 返礼品に係るクレーム対応について、適切な対応が出来る体制が整っていること。（品質等による補償やクレーム対応については、市は一切関与しない）
- 7 市が行う「妙高山麓ゆめ基金」（ふるさと納税）のPRに積極的に協力すること。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員の場合に該当していないこと。
- 9 その他、各種法令等を遵守していること。

第3 返礼品の要件

- 1 返礼品は、次の全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項第2号に掲げる基準に適合するもの。なお、総務省からの通知等により取扱いが変更されたときは、返礼品として選定された場合であっても、これを取り消すことができるものとする。
 - (2) 市内で生産、製造、加工又は販売されているもの、市内の原材料を使用しているもの又は、市内で提供される体験等のサービスであること。ただし、当市を域内に含むサービスなどで、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

- (3) 妙高市の地名、文化、歴史、風土及び特産等、本市の魅力の発信に寄与するもの。
- (4) 品質及び数量の面において、年間を通して安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うことができる。
- (5) 全国各地への配送が可能な商品であり、飲食物の場合は、到着後1週間以上の賞味又は消費期限が保証されている商品であること。体験等のサービスの場合は、チケット等の有効期限が発行日から起算して1年以上あること。
- (6) 配送業者が定める配送基準を満たすもの。
- (7) 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」における、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
 - (ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
 - (イ) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
 - (ウ) 価格が高額なもの
- (8) 詰め合わせ品（セット品）の場合は、個々の商品が（1）から（7）までの要件を全て満たしているものであること。
- (9) 商品に関連する法令等を遵守していること。

2 返礼品の金額設定については次のとおりとする。

寄附金額の区分	商品価格（税込）
10,000円から14,999円	3,000円以下
15,000円から19,999円	4,500円以下
20,000円から24,999円	6,000円以下
25,000円から29,999円	7,500円以下
30,000円から39,999円	9,000円以下
40,000円から49,999円	12,000円以下
50,000円から69,999円	15,000円以下
70,000円から99,999円	21,000円以下
100,000円から149,999円	30,000円以下
150,000円から199,999円	45,000円以下
200,000円から299,999円	60,000円以下
300,000円以上	別途相談

- 3 返礼品の上限数は、1応募者あたり原則10品以内とし、詰め合わせ返礼品の場合は、1セットとして取り扱うこととする。ただし、返礼品の品目や数量等の状況に応じ、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。
- 4 返礼品の配送方法については、市及びふるさと納税受付ポータルサイトが指定する配送業者による集荷を基本とする。
- 5 返礼品の提供及び発送にかかる商品代や送料等については、実際に要した額とし、市がその全額を負担する。

第4 応募の手続

応募者は、次に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を提出しなければならない。ただし、一の年度内において複数回の提案を行う場合は、番号2の書類の提出を省略することができる。

（1）提出書類

番号	提出書類	留意点
1	提案書（様式1） ※書面又はメールでの提出が可能	商品1点につき、1部提出すること。
2	返礼品提案に当たっての誓約書兼同意書（様式2） ※書面での提出が必要	印鑑は、代表者印を押印すること。
3	完納証明書（原本）又は納税証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none">・ 直近の年度のものであって、かつ、発行後3月を超えないものを提出すること。・ ただし、新規設立法人であって、企画提案書の提出日現在、最初の事業年度に係る法人市区町村民税の納付実績がなく、完納証明書又は納税証明書の交付を受けられないものについては、当該証明書に代えて定款の写し等、事業年度の分かる書類を提出すること。

（2）提出方法

書類の提出については、持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）によること。なお、提案書の提出については、電子メールでの提出を可とする。

（3）提出場所

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

妙高市役所 財務課 財政係 行

E-mail : zaimu@city.myoko.niigata.jp

第5 選考方法

- 1 市は、応募者から提出された提案書等及びこの要領に定める事項に基づき、妙高市へのふるさと納税に対する返礼品としての適性、その時々ふるさと納税の全国的なトレンド、市の施策に対する整合性などを総合的に判断し、採用の可否を選考する。なお、当該選考にあたっては、書類審査を基本とするが、必要に応じて、ヒアリング等を行う。
- 2 選考手続完了後、市は速やかに、全ての応募者に対し、選考の結果を通知するものとする。また、返礼品として選定された商品に係る応募者（以下「返礼品提供事業者」という。）

に対しては、返礼品提供事業者として認定する旨の通知と併せて、ふるさと納税受付ポータルサイトへの掲載に向けた手続きについて通知するものとする。

- 3 返礼品提供事業者としての認定期間は、認定の日から3年間とする。返礼品提供事業者は、認定期間経過後も引き続き返礼品としての取扱いを希望する場合にあっては、期間満了の1月前までに市にその旨を届け出ることができる。
- 4 選考結果に関する異議申立ては一切受け付けないものとする。

第6 提案書等の著作権等の取扱い

- 1 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- 2 市は、返礼品の企画提案の取扱い及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- 3 市は、応募者から提出された提案書等について、妙高市情報公開条例（平成10年妙高市条例第30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 個人情報の保護

返礼品提供事業者として知り得た寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の用に供することなく、適正に管理しなければならない。なお、返礼品提供事業者に該当しなくなった後も同様とする。

第8 認定の取り消し等

- 1 市は、返礼品提供事業者が「第2 応募者の条件」及び「第3 返礼品の条件」に該当しなくなったと認められる場合のほか、次に掲げる場合、返礼品提供事業者としての認定の取り消しと返礼品の取扱いを中止することができる。
 - (1) 提案内容等に虚偽があることが発覚した場合
 - (2) 市に損害を及ぼす行為があった場合
 - (3) 掲載基準の改定等、ふるさと納税受付ポータルサイトの掲載ができなくなった場合
 - (4) 返礼品に選定された日の属する年度の翌年度において、受注実績がなかった場合
 - (5) その他、返礼品提供事業者から申し出があった場合
- 2 前項の規定により認定の取り消しや返礼品の取扱いの中止を受けた場合は、当該日の属する年度においては再提案することができない。

第9 返礼品の画像の提供

返礼品提供事業者は、市の求めに応じ、ふるさと納税のPR及びふるさと納税ポータルサイトへの掲載のために必要とする返礼品の画像データを提供するものとする。この場合において、画像の提供方法その他の必要な事項は、市がその都度指定する。

第10 その他

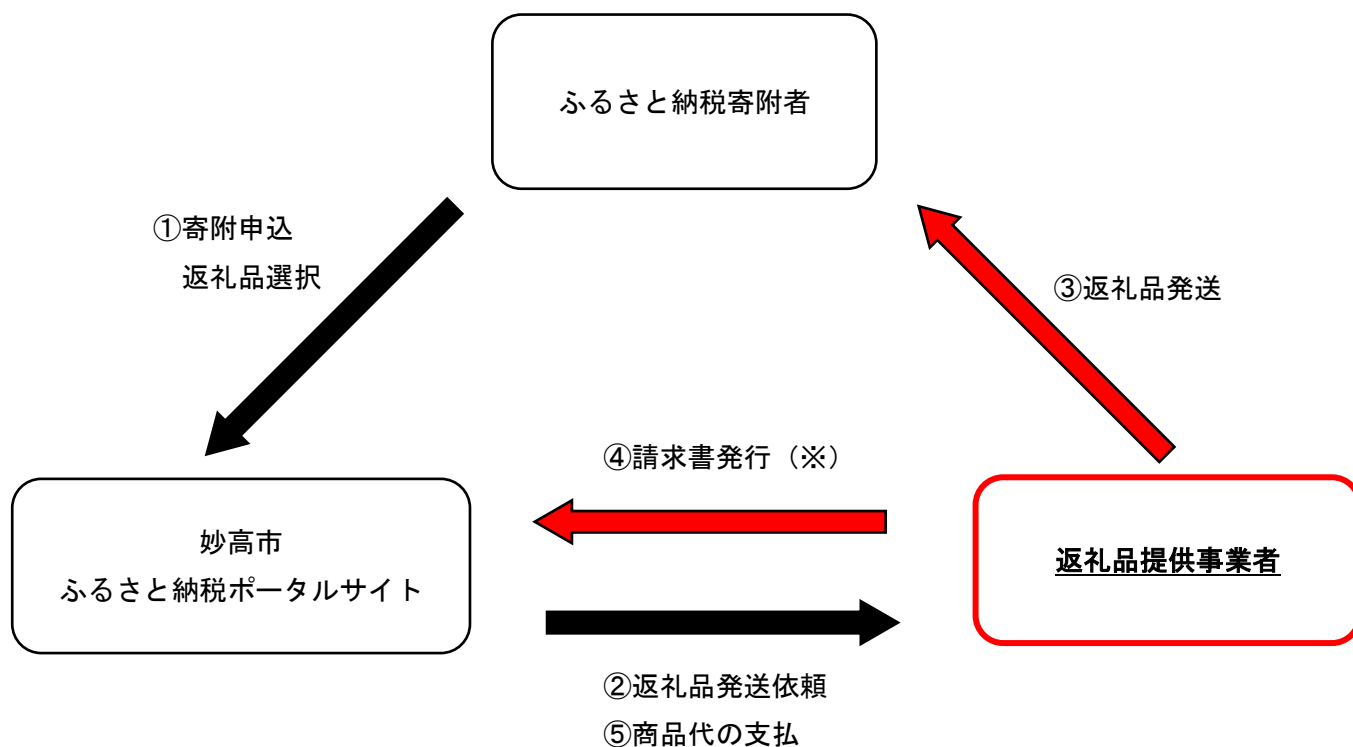
- 1 応募にかかる申請料及び更新料は、無料とする。
- 2 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

3 提案書等その他関係書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング等における試食等及び運搬に要する費用は、全て応募者の負担とする。

4 返礼品の箱詰めの際、自社商品のPRチラシ等を同封することは可とするが、寄附者からの申込により知り得た個人情報を使用し、ダイレクトメールなどの広告を行うことは、固く禁止する。

第11 返礼品提供の流れ

ふるさと納税の寄附から返礼品提供に至る流れは、以下を基本とする。



※ふるさと納税ポータルサイトによっては、請求書発行が不要な場合もあり

附 則

この要領は、令和元年7月8日から施行する。